

都議会議員の海外出張に関する住民監査請求監査結果

第 1 請求の受付

1 請求人

文京区 若 林 ひとみ
中野区 荒 川 龍 一

2 請求書の提出

平成11年6月8日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 請求の趣旨

96年7月にローマ、ミュンヘン、ベルリンに出かけた顧問団の経費のうち、計10,759,408円は、違法・不当な支出である。

イ 請求の理由

- ① 議員数に対し随行職員が多すぎ、3名の随行経費(総額3,333,420円)は不要であった。
- ② ミュンヘンは都の友好都市ではなく、ベルリンでの行動も友好都市訪問に名を借りた観光旅行である。一行がローマからまっすぐ帰国していれば、航空賃計2,031,400円、宿泊費計1,567,000円、日当計185,550円を節約することができた。
- ③ ベルリンでの懇親会経費(427,805円)、ローマ、ミュンヘン、ベルリンのバス代(計1,387,742円)及び通訳代(計1,227,091円)の領収書は一部偽造が証明され、残りも偽造の疑いが濃厚である。また、姉妹・友好都市公式訪問においては、受入都市側が必要な滞在経費を負担するのが普通である。それを超えて訪問者側が支払った分は、観光旅行分とみな

すべきである。

- ④ 都の旅費条例によればローマ(甲地方)の議員の宿泊費は1泊24,200円である。都知事が財政緊急事態宣言を発した翌月に、それを大きく超える金額の宿泊費を受領することは、都政をチェックすべき議員として不見識極まりない。よって、差額計599,400円は、不当な支出である。
- ⑤ 一行の会計文書には、旅行代理店の見積書、請求書、領収書がなく、またホテルの電話、冷蔵庫を使用した形跡がまったくない。換金も添乗員がホテルで少額の円を換え、そのレートですべての清算がなされている。会計処理全体が不明朗かつ不自然で、信ぴょう性が問われる。

なお、請求人は、96年11月20日に当該旅行の会計文書の情報公開請求を行ったが、12月27日に非開示決定がなされ、その後、非開示取消を求め提訴。東京地裁、東京高裁、最高裁での全面勝訴を経て、99年4月23日によりやく開示を受けた。よって、行為後1年を経過し監査請求を行う正当な理由がある。

(2) 措置要求

監査委員は、知事に対し、次のことを勧告することを求める。

元議会局長及び職員、元議長とその夫人、参加各議員に10,759,408円の都への返還請求を行うこと。

4 請求の要件審査

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項では、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り、これを行うことができないとして、請求の期間制限規定を設けている。

ところで、正当な理由があるときとは、当該行為が秘密裡^りになされたものであるかどうか、当該地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求したかどうかによって判断すべきものである。（昭和63年4月22日最高裁判決）

本件請求は、平成11年6月8日に提出されたものであり、また、請求人が問題としている海外出張（以下「本件海外出張」という。）に関する経費の支出は平成8年度に行われたものであることから、経費の支出後、すでに1年を経過しているもので

ある。

しかしながら、請求人は、本件海外出張に関する公文書の開示請求を平成8年11月20日に行ったが、都知事が非開示決定を行ったため、東京地裁に非開示処分取消訴訟を提起し、最終的に、平成11年4月23日に都から当該文書の開示を受け、平成11年6月8日に本件請求を行ったことが認められる。

したがって、上記判断基準に照らせば、本件請求は1年を経過して請求したことについて、正当な理由があるものである。

よって、本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認められるので、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

東京都議会の東京都訪ローマ市友好代表団・顧問団（以下「顧問団」という。）によるローマ、ミュンヘン、ベルリンへの出張（平成8年7月3日から同月10日まで）に要した旅費等の公金の支出を監査対象とした。

2 監査対象局等

(1) 監査対象局

議会局を監査対象とした。

(2) 関係人調査

隅田憲平元議会局長及び旅行代理店である東急観光株式会社（以下「本件代理店」という。）並びにベルリンのレストラン「アルトニュルンベルグ」、ミュンヘンのバス会社「ライザーガム」、ベルリンのバス会社「セヴェリンキューン」に対して、法第199条第8項に基づく関係人調査を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第5項の規定に基づき、請求人に対して、平成11年6月30日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人は、陳述において、本件海外出張に関する経費の支出を違法・不当とする請求の趣旨の補足を行うとともに、顧問団は、ベルリンにある森甲外記念館の視察を行っていない疑いがある等の主張を行った。

また、新たな証拠として、新聞記事（平成11年6月22日付内外タイムス）の写し外

2点を提出した。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

- (1) ベルリンでの懇親会経費、ローマ、ミュンヘン、ベルリンでの自動車雇上料及び通訳雇上料に関する支出を違法・不当とする請求については、理由があるものと認める。

また、宿泊料の精算手続に適正を欠く事実が認められた。

したがって、これらについて、法第242条第3項の規定に基づき、知事に対し、別項のとおり勧告する。

- (2) 次の①②③の請求については、理由がないものと認める。

- ① ミュンヘン及びベルリンの出張は観光旅行であり、当該経費の支出は違法・不当である。
- ② 議員数に対し随行職員が多すぎ、3名の随行経費は不要である。
- ③ 都の条例によればローマにおける議員の宿泊料は、1泊24,200円であり、それを大きく超える支出は不当である。

なお、本件海外出張に関する会計事務手続等に適正を欠く点が見受けられたので、議会局に対し、別項のとおり要望を付す。

以下、事実関係の確認、監査対象局の説明及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

- (1) 本件海外出張の概要について

ア 目的及び構成員

本件海外出張は、知事を代表とする東京都訪ローマ市友好代表団と共に、顧問団として、都とローマ市との友好都市提携の調印に臨むこと、都の友好都市であるベルリン市の議会との交流を深めることなどを目的として実施されたものである。

また、本件海外出張の顧問団の構成員は、熊本哲之元東京都議会議長、同夫

人、都議会議員 5 名及び隅田憲平元議会局長ほか随行職員 3 名の計 11 名となっている。なお、顧問団のうち都議会議員 1 名については、ローマ市との友好都市提携の調印式に臨んだ後に帰国している。

イ 行程等

本件海外出張の行程等は、表 1 のとおりである。

(表1) 本件海外出張の行程等

月日・曜	都市名	現地時刻	交通機関	概要
7 / 3 (水)	成田発 ローマ着	11:40 19:25	JL445	ローマ泊 (ル・グランホテル)
7 / 4 (木)	ローマ	午前 午後		在イタリア日本大使表敬訪問 ローマ市長表敬訪問 (於:ローマ市長室) 在イタリア日本大使館主催夕食会 (於:レストラン「タメオ・パタッカ」) ローマ泊 (ル・グランホテル)
7 / 5 (金)	ローマ	午前 午後		ローマ市との友好都市提携調印式 (ローマ市内) ローマ市議会本会議場視察 ローマ市長主催歓迎昼食会 (於:ハスラーホテル) ローマ市内視察 ローマ市議会議長が東京都議会議長を訪問 (於:ル・グランホテル) 都主催答礼宴 (於:ル・グランホテル) ローマ泊 (ル・グランホテル)
7 / 6 (土)	ローマ発 ミュンヘン着	11:45 13:15	AZ432	ミュンヘン市内視察 (市庁舎、ドイツ博物館等) ミュンヘン泊 (ケンピンスキーホテル)
7 / 7 (日)	ミュンヘン ミュンヘン発 ベルリン着	午前～午後 17:25 18:35	LH2535	ミュンヘン市郊外視察 (ノイシュバインシュタイン) ベルリン泊 (インターコンチネンタル・ベルリン)
7 / 8 (月)	ベルリン	午前～午後		ベルリン市内視察 (市庁舎、森野外記念館等) ベルリン市議会議員と懇親会 (於:レストラン「アルトニョルンベルグ」) ベルリン泊 (インターコンチネンタル・ベルリン)
7 / 9 (火)	ベルリン ベルリン発 アムステルダム着 アムステルダム発	午前 午後 16:45 18:10 19:30	 KL146 JL412	ベルリン市内視察 (ポツダム広場再開発現場) ベルリン市議会建設委員会委員長表敬訪問 ベルリン市議会主催歓迎昼食会 ベルリン市議会本会議場を視察
7 / 10 (水)	成田着	14:00		

(注) JLは日本航空、AZはアリタリア航空、LHはルフトハンザ航空、KLはオランダ航空である。

(2) 本件海外出張における旅費等の経費の支出について

都議会議員及び議会局職員の旅費等の支出については、議会局長以下経理担当職員が、知事の吏員としての発令を受けて、東京都会計事務規則（昭和39年規則第88号。以下「会計事務規則」という。）等に基づき処理している。

本件海外出張に要する旅費については、平成8年7月1日付けで会計事務規則第81条に基づき、また、会議費、自動車雇上料及び通訳雇上料については、平成8年7月2日付けで同規則第76条に基づき、資金前渡の方法により合計で17,632,060円が交付されている。また、出張後の同月12日及び22日付けで同規則第79条及び第81条の規定に基づき精算手続が行われている。

その内容は表2のとおりである。

(表2) 旅費等の支出及び精算の内訳 (単位：円)

区 分	前渡受額	支払額	戻入額
特別旅費	9,423,830	9,423,830	0
普通旅費	4,802,230	4,802,230	0
会議費	702,000	427,805	274,195
自動車雇上料	1,454,000	1,387,742	66,258
通訳雇上料	1,250,000	1,227,091	22,909
合 計	17,632,060	17,268,698	363,362

(注1) 特別旅費は議長、同夫人及び議員に対するものであり、普通旅費は随行職員に対するものである。

(注2) 会議費は、ベルリン市議会議員との懇親会経費である。

(3) 本件海外出張における宿泊料の増額調整について

都議会議員が職務のために出張したときは、東京都議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和22年条例第43号。以下「議員報酬条例」という。）第7条により、議員については副知事相当額の旅費が、議長又は副議長が都議会を代表する場合は、都知事相当額の旅費が支給されることとなっている。一方、職員が公務のために出張したときは、職員の旅費に関する条例（昭和26年条例第76号。以下「職員旅費条例」という。）に基づき、旅費が支給されることとなっている。

上記規定によれば、議員及び職員の外国旅行における宿泊料の額については、旅行先の区分に応じた定額が定められており、本件海外出張先のローマ、ミュン

ヘン及びベルリンは、いずれも旅行先区分が甲地方とされている。

ただし、本件海外出張においては、議員については議員報酬条例第11条により、随行職員については職員旅費条例第42条により、宿泊料の増額調整が行われている。

その内容は、表3のとおりである。

(表3) 本件海外出張における宿泊料の増額調整について (単位：円)

区 分		定 額 (甲地方)	増額調整後の金額 (1泊)		
			ローマ	ミュンヘン	ベルリン
議 長		33,500	—	117,000	125,000
議 員		24,200	57,500	70,000	85,000
随行職員	局 長 級	21,500	57,500	70,000	85,000
	課 長 級	18,800	50,500	57,000	62,000
	一般職員	16,100	50,500	57,000	62,000

(注1) ローマにおける議長夫妻の宿泊料は、ローマ市側が負担しているため支給されていない。

(注2) 議長はジュニアスイート、議員及び議会局長はデラックスツイン、その他についてはスタンダードツインの部屋に宿泊するとして増額調整されている。

2 監査対象局の説明

(1) ミュンヘン及びベルリンへの訪問の目的について

顧問団は、平成8年7月5日に行われたローマ市との友好都市提携の調印に臨んだ後、ミュンヘン及びベルリンを訪問した。

顧問団がベルリンを訪問したのは、都の友好都市であるベルリン市（平成6年5月に友好都市提携）の議会との友好関係を深め、両都市間の親善・交流を促進することを目的としたものである。同地では、ベルリン市議会を公式訪問し、ベルリン市議会建設委員会委員長と懇談するとともに、ヨーロッパで最大規模といわれるポツダム広場の再開発現場など、今後の都政運営の参考となる場所を中心に視察を行ったものである。

一方、ミュンヘンを訪れたのは、①ローマ市との友好都市提携調印日の翌日、翌々日が土曜、日曜となるため、この両日については、ベルリンでの公式行事がとれなかったこと、②ローマからベルリンへの直行便がなく、ミュンヘンがローマとベルリンの中間の位置にあること、③ミュンヘンは、歴史と風格を備えたドイツ南部

の中心都市であり、歴史的遺産も多く、公共施設等が計画的に配置された特色あるまちづくりが行われているなど、今後の議会活動のために見聞を広める視察場所として適切であると判断したことによるものである。

以上のとおり、ミュンヘン及びベルリンへの訪問は、十分な意義を有するものであり、本件海外出張には合理性があるものである。

(2) 随員職員4名の必要性について

顧問団は、東京都議会を代表し、都知事と同等の立場で、都とローマ市との友好都市提携を実現するとともに、ベルリン市との親善・交流を深めることなどを目的に派遣されたものである。したがって、独自に議会外交を実施できるような体制とする必要があったことから、次のとおり議会局職員4名の随員は、必要なものであった。

ア 議会局長

国情が相違する中で、一連の公式行事に関し、顧問団の団長である議長及び団員である議員との随時の対応協議や、方針決定、訪問先都市との折衝などを円滑に行うために、事務局の責任者である議会局長の随員が不可欠であった。

イ 調査部専門調査担当副参事

本件海外出張においては、公式行事の占める比率が高いことから、調印式、答礼宴等各種行事における議長あいさつの調整、現地でのプレス対応、団員に対する専門的立場からの資料提供など、調査担当副参事の果たす役割は、極めて重要であった。

ウ 秘書係長

本件海外出張においては、都議会議長が顧問団の団長として種々の公式行事で重要な役割を果たすことが予定されており、また、知事と同様、夫人の同行も要請された。このため、現地においても秘書的業務が重要かつ多岐にわたることから、秘書係長の随員が不可欠であった。

エ 調査部国際課外事主査

現地で頻繁に変更されるスケジュールへの対応やその管理、本件代理店との調整、議会局国際課との連絡など、顧問団の種々雑多な実務をこなしていくためには、本件海外出張の事務を担当していた外事主査の随員が不可欠であった。

(3) 懇親会経費、自動車雇上料及び通訳雇上料の領収書の作成について

顧問団の派遣は、都とローマ市との友好都市提携に当たり、知事から議長あてに同行の要請があったことから、急きょ決定されたものである。このため、現地と議会局との通信費、現地で使用する公式行事用のワープロ関係諸経費、ガイド経費等の本件海外出張の目的上欠かせない経費について、事前に十分な予算措置ができず、これらを上乗せした懇親会経費、自動車雇上料及び通訳雇上料の領収書を作成せざるを得なかったものである。現地における、懇親会の準備、自動車雇上げ、通訳雇上げ等については実質的に本件代理店に委託して行ったものであり、これらの領収書については、本件代理店を通じて作成したものである。

また、平成8年7月8日にレストラン「アルトニュルンベルグ」にて行われたベルリン市議会との懇親会の出席者は21名となっているが、そのうち森井外記念館の館員2名、在ベルリン日本国総領事館員1名については招待しておらず、この3名は出席していない。

なお、少額の円をリラ、マルクに換金したことについては、資金前渡により受領した自動車雇上料などを精算するに当たり、円とリラ、マルクの換算レートを確認する必要があったことによるものである。

(4) 宿泊料の増額調整等について

本件海外出張では、ローマにおいてはル・グランホテル、ミュンヘンにおいてはケンピンスキーホテル、ベルリンにおいてはインターコンチネンタル・ベルリンを宿泊先とし、議員及び局長についてはデラックスツイン以上の部屋、その他の職員についてはスタンダードツインの部屋に宿泊したものである。

上記のホテル及び部屋を選択したのは、議員については、①訪問先都市の市長、議員等地元有力者の突然の訪問を受けた場合にも自室で応接でき、②都政を代表する都議会議員、議員としての社会的地位にふさわしく、③安全性、移動の利便性を備えているところとする必要があることによるものである。

一方、随行職員については、議長及び議員との連絡調整を緊密にし、随行の職務執行に支障を来すことのないように、議員と同じホテルに宿泊する必要があることによるものである。

しかしながら、これらのホテルの宿泊料が、定額で定められた宿泊料では賄うことができないため、議員については議員報酬条例第11条に基づき、職員については職員旅費条例第42条に基づき、平成8年6月27日付8議国第99号及び同日付8議国第100号で議長等の決定を得た上で宿泊料の増額調整を行ったものであ

る。

ところで、本件海外出張の宿泊料の精算手続について改めて調査したところ、その全額を支出したとして返納額が零で精算がなされているが、実際には、本件代理店に支払った額は、前渡受額より少額であることが明らかとなった。したがって、前渡受額と本件代理店への支払額の差額については、出張終了後速やかに返納すべきものであり、精算手続に適正を欠くところがあったものである。

なお、都と友好都市との間における宿泊料など滞在経費の経費負担については、一般原則はなく、訪問目的、訪問団の性格によって様々である。本件海外出張においては、事前の調整の中で、ローマ市における議長夫妻の宿泊料はローマ市側の負担とし、それ以外は都側の負担とすることになったものである。

3 判 断

請求書及び陳述の内容から、本件海外出張について、違法性・不当性を判断すべき事項を次のとおり整理した。

- ① ミュンヘン及びベルリンへの訪問の適否について
- ② 随員職員数が4名であることの適否について
- ③ ベルリンでの懇親会経費、ローマ、ミュンヘン、ベルリンでの自動車雇上料及び通訳雇上料の適否について
- ④ 宿泊料の増額調整の適否について

これらの事項に関して、事実関係の確認及び監査対象局の説明に基づき、次のように判断する。

(1) ミュンヘン及びベルリンへの訪問の適否について

本件海外出張において顧問団は、ローマにおける友好都市提携調印に関する一連の公式行事を終えた後に、ミュンヘン及びベルリンへの訪問を行っている。

ところで、議員の海外出張の妥当性については、「一般に、普通地方公共団体の議会は、その機能を適切に果たすため、必要な範囲で自治、自律の機能をもっており、議会活動の一環として必要と認める場合には、その裁量により行政事情等の視察を目的として議員を海外に派遣することができるものというべきであるが、それが目的、動機、態様等に照らし裁量の範囲を著しく逸脱し、若しくは裁量権の濫用にわたる場合には、その派遣決議は違法となるものである」（平成5年1月28日高松高裁判決。平成9年9月30日最高裁判決も同旨）というのが、判決の示すと

ころである。

そこで本件海外出張についてみると、まずベルリンへの訪問については、顧問団が都の友好都市であるベルリン市の議会を公式訪問し、交流を深めることは、両都市の友好・親善を図る上で、意義を有するものであり、ポツダム広場の再開発現場の視察等についても、議員の視野を広げ、今後の議員活動に資するものと認められる。

また、ミュンヘンへの訪問については、次のことが認められる。

- ① ローマでの公式行事終了日の翌日、翌々日が土曜、日曜となるため、月曜日以降のベルリンでの公式行事までの間、特色ある都市などを視察することには相応な意義が存すること。
- ② ミュンヘンは、ローマとベルリンとの中間に位置するドイツ南部の中心都市であり、計画的な街並みや、多くの歴史的遺産が存する都市であること。

そうすると、顧問団がミュンヘン及びベルリンを訪問したことについては、合理性を欠くものとはいえず、両都市への訪問が、裁量の範囲を著しく逸脱し、若しくは裁量権の濫用にわたる場合に当たるとは言えないものである。

なお、ベルリンの森甲外記念館の視察については、随行職員に対する事情聴取、視察状況を撮影した写真により、実施されたものであることを確認した。

よって、ミュンヘン及びベルリンの出張は観光旅行であり、当該経費の支出は違法・不当であるとする請求人の主張は認められない。

(2) 随行職員数が4名であることの適否について

議員の海外出張に随行する職員数のいかにについては、出張の態様にかかわるものであり、前記判例に照らしてみても、議会の裁量に委ねられるべきものであって、裁量の範囲を著しく逸脱するか、又は裁量権の濫用にわたる場合に限り、違法・不当となるものである。

そこで本件海外出張の随行職員及び本件代理店から事情聴取を行ったところ、随行職員の役割、職務内容、現地の活動状況などについて、次のことを確認した。

- ① 議会局長については、ローマでの友好都市提携の調印やベルリン市議会への訪問など公式行事に向けての方針決定や協議、訪問先都市との折衝・調整など高度な判断が要求される場面が多かったこと。
- ② その他随行職員については、調印式・答礼宴等各種行事における議長あいさつの調整、現地プレスへの対応、議長夫妻の秘書事務、頻繁なスケジュール変更への対応・管理など処理すべき実務が多種・多様であったこと。

以上のことから、随行職員を4名にしたことについては合理性を欠くものとはいえず、裁量の範囲を著しく逸脱するか、又は裁量権の濫用にわたるとは言えないものである。

よって、議員数に対し随行職員が多すぎ、3名の随行経費は不要であるとする請求人の主張は認められない。

(3) 懇親会経費、自動車雇上料及び通訳雇上料の適否について

本件海外出張に関する会計処理等については、随行職員に対する事情聴取、本件代理店、ベルリンのレストラン「アルトニュルンベルグ」、ミュンヘンのバス会社「ライザーガム」、ベルリンのバス会社「セヴェリンキューン」に対する関係人調査により次のことを確認した。

- ① 本件海外出張の精算原義に添付されているレストラン「アルトニュルンベルグ」における懇親会経費の領収書、ローマ、ミュンヘン、ベルリンにおける自動車雇上料の領収書及び通訳雇上料の領収書は、ローマにおける通訳1名分のものを除き、議会局職員の要請により、本件代理店を通じて作成されたものである。
- ② 本件代理店を通じて作成された上記領収書の金額は、いずれも本件代理店に支払われた金額を上回るものであり、その差額の合計は、342,988円である。(内訳は表3のとおり)

(表3) 領収書の種類と本件代理店への支払額 (単位:円)

区 分	領収書の金額	本件代理店への支払額	差 額
懇親会経費	427,805	289,000	138,805
自動車雇上料	1,387,742	1,195,250	192,492
通訳雇上料	920,691	909,000	11,691
合 計	2,736,238	2,393,250	342,988

(注) ローマにおける1名分の通訳雇上料(金額306,400円)は、直接通訳者本人に支払っているため本表から除いた。

- ③ 平成8年7月8日にレストラン「アルトニュルンベルグ」で行われた懇親会の出席者は21名となっているが、出席したとされている森外記念館の館員2名、在ベルリン日本国総領事館員1名の合計3名は、実際には出席していなかった。

以上のような会計処理を行ったのは、監査対象局の説明のとおり、事前に予算措

置ができなかった現地における議会局との通信費、公式行事用のワープロ関係諸経費、ガイド経費等の必要経費を補てんするためであったとしても、適正を欠くものと言わざるを得ない。

よって、ベルリンでの懇親会経費、ローマ、ミュンヘン、ベルリンの自動車雇上料及び通訳雇上料の経費の支出は、違法・不当な公金の支出に当たるとする請求人の主張については、理由があるものと認める。

(4) 宿泊料の増額調整等の適否について

本件海外出張における議員の宿泊料の増額調整については、議員報酬条例第11条に基づき行っていることが認められる。しかしながら、議員の旅費の支給方法については、同条により、「職員旅費条例の適用を受ける職員の例による」と規定されているのみで、旅費の増額調整ができる場合についての具体的な定めがないものである。

そうすると、宿泊料の増額調整の適否については、出張の目的や派遣団の性格、構成員、派遣団と訪問先都市との交流態様などを具体的に考慮した上で、判断すべきものである。

そこで本件海外出張についてみると、次のことが認められる。

- ① 本件海外出張の目的が、都とローマ市との友好都市提携の調印及び都の友好都市であるベルリン市との親善・交流を深めることにあり、顧問団は、都・都議会を代表する立場にあったこと。
- ② 顧問団の団員は、議長のほか所属会派から選定された議員により構成されていたものであること。
- ③ 監査対象局の説明によれば、訪問先の都市においては、議長等地元有力者が宿泊先を訪れることも想定されることであるが、現に、ローマ滞在中には、ローマ市議会議長がル・グランホテルに熊本元都議会議長を訪問し、懇談が行われたという事実があったこと。

以上のようなことを総合的に考慮すれば、宿泊料の増額調整を行ったことについては、妥当性を欠くとは言えないものである。

また、議会局職員に関しては、職員旅費条例第42条に基づく人事委員会との協議（昭和54年7月6日54議庶第249号）により、「議員等の特別職の職務にある者に随行し、宿泊施設において行動を共にする旅行」については、増額調整ができることとなっており、本件海外出張における増額調整は、妥当性を欠くとは言えないものである。

したがって、都の条例に規定された宿泊料を大きく超える金額の宿泊料を支出することは違法・不当であるとする請求人の主張は認められない。

ところで、概算払により支出した旅費については、精算残金が生じた場合、会計事務規則第81条に基づき、直ちに指定金融機関等に返納しなければならないものである。しかしながら、本件海外出張の宿泊料についてみると、増額調整後、資金前渡により3,599,500円を受領しているが、本件代理店へ支払ったのは3,079,000円であり、520,500円の精算残金が生じているにもかかわらず、返納額を零として精算を行っている事実が認められた。このような会計処理は、適正を欠くと言わざるを得ないものである。

【知事に対する勧告】

法第242条第3項に基づき、知事に対し、平成11年8月31日までに、都が被った次の損害額等を補てんするために必要な措置を講ずることを勧告する。

- (1) 損害額 863,488円 (下記①②の合計額)
 - ① ベルリンでの懇親会経費、ローマ、ミュンヘン、ベルリンの自動車雇上料及び通訳雇上料の領収書に記載された金額と本件代理店への支払額との差額342,988円
 - ② 増額調整を行った上で資金前渡により受領した宿泊料と本件代理店への支払額との差額520,500円

- (2) 上記(1)の金額に対する精算日の翌日から支払日まで、年5分の割合による利子相当額

(議会局に対する要望)

海外出張に関する旅費等の事務の取扱いについては、今後、本件海外出張にみられるような不適正な会計処理が行われることのないよう、事務執行に万全を期するとともに、有効な再発防止策を講じられたい。

資料（東京都職員措置請求書等）

住民監査請求書

1) 請求の趣旨

96年7月にローマ、ミュンヘン、ベルリンに出かけた顧問団の経費の内、計10,759,408円は違法・不当な支出である。よって、監査委員は知事に対し、次のことを勧告することを求める：元議会局長及び職員、元議長とその夫人、参加各議員に上記金額の都への返還請求を行うこと。

2) 請求の理由

- ① 議員数に対し随行職員が多すぎ、3名の随行経費(総額3,333,420円)は不要であった。
- ② ミュンヘンは都の友好都市ではなく、ベルリンでの行動も友好都市訪問に名を借りた観光旅行である。一行がローマからまっすぐ帰国していれば、航空賃計2,031,400円、宿泊費計1,567,000円、日当計185,550円を節約することができた。
- ③ ベルリンでの懇親会経費(427,805円)、ローマ、ミュンヘン、ベルリンのバス代(計1,387,742円)及び通訳代(計1,227,091円)の領収書は一部偽造が証明され、残りも偽造の疑いが濃厚である。また、姉妹・友好都市公式訪問においては、受入都市側が必要な滞在経費を負担するのが普通である。それを超えて訪問者側が支払った分は、観光旅行分とみなすべきである。
- ④ 都の旅費条例によればローマ(甲地方)の議員の宿泊費は1泊24,200円である。都知事が財政緊急事態宣言を発した翌月に、それを大きく超える金額の宿泊費を受領することは、都政をチェックすべき議員として不見識極まりない。よって、差額計599,400円は不当な支出である。
- ⑤ 一行の会計文書には、旅行代理店の見積書、請求書、領収書がなく、またホテルの電話、冷蔵庫を使用した形跡がまったくない。換金も添乗員がホテルで少額の円を換え、そのレートですべての清算がなされている。会計処理全体が不明朗かつ不自然で、信憑性が問われる。

なお請求人は、96年11月20日に当該旅行の会計文書の情報公開請求を行ったが、12月27日に非開示決定がなされ、その後、非開示取消を求め提訴。東京地裁、同高裁、最高裁での全面勝訴を経て、99年4月23日によりやうく開示を受けた。よって、行為後1年を経過し監査請求を行う正当な理由がある。

上記の通り地方自治法 242 条 1 項の規定により、別紙事実証明書を付けて、必要な処置を請求する。

1999年6月8日
東京都監査委員殿

(以上原文のまま掲載)

事実証明書

- ① 請求人が飲食した際のレストラン「アルト・ニュルンベルグ」の領収書の写し
- ② 請求人あてミュンヘンのバス会社からの証明書の写し
- ③ 請求人あてベルリンのバス会社からの証明書の写し
- ④ 請求人あて現地通訳者からの書簡の写し
- ⑤ 都議会議長あて東急観光からの請求書の写し
- ⑥ 生活文化局あて日本交通公社からの領収書（自動車借上関係）の写し
- ⑦ ホテルインターコンチネンタルベルリン発行の円・マルク換金証書の写し
- ⑧ 生活文化局あて東京三菱銀行発行の円・リラ換金証書の写し
- ⑨ ル・グラン・ホテルローマ発行の請求書の写し
- ⑩ ホテルインターコンチネンタルベルリンの客室等料金表
- ⑪ 現地（ドイツ）手配会社職員の名刺の写し
- ⑫ レストラン、バス会社の責任者の名刺の写し
- ⑬ ベルリン市議会との懇親会出席者名簿
- ⑭ 新聞記事（平成11年6月22日付内外タイムス）の写し
- ⑮ 週刊誌記事（平成11年7月3日付週刊現代）の写し
- ⑯ 週刊誌記事（平成11年6月18日付週刊朝日）の写し

監査事務局総務課調査係 電話（直通）5320-7016 （内線）55-528
